

## 京都府地球温暖化対策推進計画（案）に対する主な府民意見と府の考え方

- 1 意見募集期間：平成18年7月19日（水）～平成18年8月18日（金）
- 2 意見提出者数：10名（42件）

項目	主な意見の要旨	府の考え方
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 温室効果ガスの削減目標であるマイナス10%はすばらしいが、ハードルが高くて絵に描いた餅にならないようにすべき。</li> <li>■ 「メタン」や「代替フロン」等二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況や削減目標を記載した方が全体を把握しやすいと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画に盛り込んだ対策を府民総参加で取り組むとともに、推進体制の整備や進行管理を徹底することにより、削減目標の達成をめざす。</li> <li>■ 御意見を踏まえ、記載する。</li> </ul>
電気の排出係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気の排出係数について、全国係数を使用すべき。</li> <li>■ 電気の排出係数が、京都府と京都市で異なるので、統一すべき。とりあえず、府市がお互いの係数による換算値を併記すべき。</li> <li>■ 電気の排出係数について、全国係数を使用した場合、温室効果ガスの排出状況が2002年度でどれだけ増加になっているのか併せて記載すべき。</li> <li>■ 温室効果ガスの削減目標における記述は、電気の排出係数の変化により排出量が大きく左右されることに偏りすぎており、簡略にすべき。</li> <li>■ エネルギー転換部門について、府内の宮津、舞鶴発電所だけ取り出してカウントするのは不適當。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府内の排出実態を把握することが重要であることから、地域電力会社である関西電力の電気の排出係数を使用。</li> <li>■ 全国係数を使用した場合の排出状況を併記すると逆に混乱を来す恐れもあることから、電気の排出係数の変動による影響を説明するに止めている。</li> <li>■ 電気の排出係数の変動による影響を正しく理解していただく趣旨から説明は必要と考えるが、もう少し簡略にする。</li> <li>■ エネルギー転換部門における排出量は、府内に立地する発電所内での自家消費分の排出量であり、府内における排出量として算定が必要。</li> </ul>
中長期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実効性の高い地球温暖化対策をシステムとして作り上げ運用していくためには助走期間が必要であることから、次の10年、20年につながる取組となるシステムやプログラム開発に力をいれるべき。</li> <li>■ 計画中では、20～30年度のあるべき社会の姿について、「今後、早期に将来ビジョンを描き」という形で先送りされている。具体的に「20～30年後のあるべき社会の姿」を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画案では、当面の対策とあわせて、脱温暖化社会の実現をめざす次のステップとして、20年～30年後のあるべき社会の姿を展望しながら、中長期的視点に立った戦略を同時並行的に推進していく必要があることを提起。</li> <li>■ 将来のあるべき社会の姿については、府民の価値観やライフスタイルに大きくかわるものであり、府民が幅広い議論を踏まえてビジョンを描けるよう、本計画ではイメージを例示するに止めている。</li> </ul>
京都市との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 京都府と京都市の間でよく協議し、実効性の高い、共通の取組を推進できるよう連携を深めるとともに、環境団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 京都市と連携・協働しながら、より効果的・効率的な対策を推進。</li> <li>■ 計画の推進に当たっては、環境保全団</li> </ul>

		も交えた調整会議が行えないか。	体をはじめ、市町村、事業者、府民等と連携・協働して取り組む予定。
全 般	府民にわかりやすい行動目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>府民にわかりやすい行動目標のメニューは、あたかもこれらを実践するとこれだけ削減できるものと勘違いする恐れがある。このメニューの記載内容は、参考という位置づけで、本文の一部でなく別冊扱いにすべき。</li> <li>また、条件設定が不明確な行動目標（電気製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜く等）の削減効果については、誤解を招くおそれがあり、削除するか、条件・根拠を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止の取組を、より主体的で継続的な行動へと発展させていくためには、内容がわかりやすく取組の成果が実感しやすいものとする必要がある。このため、府民や事業者が日常生活や事業活動の中でより身近に実感しやすい電気やガスなどのエネルギーの使用量をベースに標準的な取組メニューを設定。なお、取組メニューの効果については、(財)省エネルギーセンター等が公表しているものを使用しており、出典を明示する。</li> </ul>
	対策を進める3つの柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの主要な発生源は大企業であり、大企業による生産の仕組みを改める規制をかけるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例では、大規模な事業者等に対する削減計画書等の報告・公表制度を通じて自主的・計画的な取組を促進。</li> </ul>
	ライフスタイルの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>府民にライフスタイルの変革を求める表現がされているが、ライフスタイルとは多くの場合、社会的枠組によって規定されるものであり、社会として取り組むべきことを、個人の問題に矮小化することとなる。ライフスタイルという表現を止め、生活様式という表現にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイルは、社会的枠組によって規定される側面と、一人ひとりの取組の積み重ねが社会的枠組みそのものを変革する力になるという両方の側面があると考え。なお、ライフスタイルとは、生活様式を意味する用語として一般化しているものと判断。</li> </ul>
府 の 取 組	環境マネジメントシステム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO14001に代わりどのような環境マネジメントシステムを構築・運用しようとしているのか。京都府環境マネジメントシステムの推進とは何か。</li> <li>京都府環境マネジメントシステムの推進、京都府グリーン調達方針の推進、『環』の公共事業、緑の公共事業の推進に対する温室効果ガス削減の目標値が見えるようにするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府においては、平成11年度に環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、本庁舎を対象に取組を推進。平成18年度からは、これまでの成果を踏まえて、京都府独自の新システムに移行し、引き続き環境配慮活動を実施。（新システムの概要については、京都府のホームページ<a href="http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/iso/">http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/iso/</a>に掲載）</li> <li>京都府環境マネジメントシステムは、府が、事業者として地球温暖化対策に取り組むものであり、地球にやさしい府庁プランの中で、▲10%超の削減目標を設定。また、緑の公共事業については、森林吸収量の数値目標として、5.4%を掲げている。なお、『環』の公共事業、京都府グリーン調達方針については、府や事業者の環境配慮を促すものであることから、数値目標の設定については、今後の検討課題。</li> </ul>
建 築 物	建築物の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物における地球温暖化対策については、建築物の省エネ化以上に、質の良い建築物を長く使うことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づく特定建築物排出量削減計画書の中で、建築物の長寿命化についても配慮すべき事項として規定。</li> </ul>

緑化の推進	ヒートアイランド対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートアイランド対策としての「豊かな緑の創出」については、建築物緑化の推進だけでは不十分であり、都市計画としての緑化推進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づく建築物等緑化制度については、市町村の都市計画等に基づく緑化施策と連携を図りながら、効果的に推進。</li> </ul>
	自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリング・ストップについて、もっと奨励すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、広報・普及啓発の一層の充実や関係団体等との連携等を通じて徹底。</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車 <ul style="list-style-type: none"> <li>エコマイスター制度の推進による低公害車の普及促進は良いことだと思う。</li> </ul> </li> <li>交通需要マネジメント <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通対策については、都市計画として自動車に依存しない街づくりが必要であり、京都高速道路計画の中止、LRTの積極的導入を明記したインパクトのある対策を打ち出すべき。</li> </ul> </li> <li>炭素税 <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通における地球温暖化対策として、炭素税を導入すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコマイスター制度の円滑かつ効果的な運用と一層の普及を推進。</li> <li>計画期間（5年間）に着実に取り組むべきものを中心に対策を講じることとしており、総合交通体系や社会基盤の整備については、今後、中長期的な視点に立った取組として検討。</li> <li>現在、国（環境省）において、案が示されており、今後、国民的な議論や税制改正等の動向を注視。</li> </ul>
	自然エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者による取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者における地球温暖化対策について、府地球温暖化対策条例に基づく削減計画書で事業者の自主的取組に任せるのではなく、京都府として政策的なリードを行っていくべき。</li> </ul> </li> <li>余剰電力の買取制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>自然エネルギーの利用促進について、余剰電力の買取制度など、電気事業者に対して必要な要請を行うべき。</li> <li>自然エネルギーは、エネルギー密度、経済性、出力の安定性等の点で多くの課題があり、余剰電力の買取制度については、技術的な課題や負担の問題、費用対効果などの多面的な検討と、国レベルの制度・施策との整合がとれた対策にすべき。</li> </ul> </li> <li>支援制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>自然エネルギーの普及のため、個人の住宅では、借り入れに限定せず、購入資金を補助する制度を設けるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の電気事業者排出量削減計画書等の報告・公表制度の活用を通じて、電気事業者の取組を促進。</li> <li>自然エネルギーの利用が促進されるよう、問題点の解決に向けて、関係者との協議を推進。</li> <li>府では、現在、住宅への太陽光パネルの導入に対する低利融資制度による支援を実施。今後とも、自然エネルギーの普及方策について検討。</li> </ul>
グリーン購入	地産地消	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境物品等の購入については、地産地消に重点をおいた制度が大切</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度による府内産木材の利用促進を図るなど、今後とも、地産地消の視点からの対策を推進。</li> </ul>
	数値目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入の推進については、府の事業だけでなく、府がグリーン入札等で各主体に対して、影響を与えた効果も数値目標とすべき。</li> <li>また、その効果は、事業者側での削減効果となって現れるはずであるので、別個に表現すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府のグリーン調達による事業者における削減効果や取組状況についての評価や数値目標の設定については、今後の検討課題。</li> </ul>

廃棄物	デポジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清涼飲料等の自動販売機の設置を抑制し、容器はデポジット制にするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自動販売機についても、事業者排出量削減計画書の報告・公表制度を通じて省エネルギー等の取組を促進。容器のデポジット制については、国とも連携しながら、今後の検討課題。</li> </ul>
	削減目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物部門における目標削減量（追加対策）がゼロなのは何故か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物部門においては、現在進めている発生抑制等の対策の推進により、2010年度には2002年度に比べ3万t-CO<sub>2</sub>（7.7%）減少すると予測しており、これ以上の追加対策は見込まなかった。</li> </ul>
森林の保全・整備	森林吸収源	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林がCO<sub>2</sub>の吸収源となるためには、木材が活用・保全される必要がある。間伐材が活用され、生活の中に府内の木材が生かされるような京都方式の制度の確立を目指すべき。また、ボランティアによる森林保全活動を促進するための仕組みづくり、人づくりの構想を示す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 京都府では平成16年度からウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度を創設し、府内産木材の利用を促進。さらに、平成18年度からは、住宅の建設や増改築時にウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証木材（府内産木材）を積極的に使用した場合、「緑の交付金」を交付して、府内産木材利用を通じた環境貢献を支援。</li> <li>■ また、多くの府民や企業の皆さんが参加して一緒に森林づくりの活動ができるよう、京都モデルフォレスト運動に取り組んでおり、今秋には、運動の推進主体となる「京都モデルフォレスト協会」を設立予定。</li> </ul>
	府内産木材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府内産木材の利用促進を図るため、府関連施設における積極利用を進める必要がある。学校の机を木製にもどす、会議室のテーブルを府内産木材にする他、府内産木材を活用した家具、住宅の展示場を設けるなどの施策を進めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府内産木材の利用促進については、京都府自ら積極的に公共事業の資材や学校等の施設・机等、府営住宅等に活用しており、今後も、「環境にやさしい京都の木の家」を普及予定。</li> </ul>
環境教育	支援施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校教育や社会教育における環境教育や環境学習の推進は重要であり、府や市町村、大学等は積極的に支援を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境教育・環境学習の推進は、地球温暖化防止を取組を進める上での基盤であり、今後とも、学校や地域、家庭、職場における様々な取組に対する支援を実施。</li> </ul>